

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和2年度第2回松阪市特別職報酬等審議会
2. 開 催 日 時	令和3年1月28日(木) 午前10時00分～午前11時20分
3. 開 催 場 所	松阪市役所 第二分館 教育委員会室
4. 出席者氏名	(委 員) ◎ 岩崎恭彦、水谷勝美、山本清已、伊藤暁広、松田多美、先浦宏紀、池浦富貴子 (◎会長) (事務局) 人事・財務担当参事 近田雄一、職員課長 中西 章、職員課長補佐 中井弘明、職員課給与厚生係長 小山賢司、職員課給与厚生係主任 加藤裕子
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	0人
7. 担 当	松阪市総務部職員課 TEL 0598-53-4327 FAX 0598-26-4030 e-mail syo.div@city.matsusaka.mie.jp

事項

1. 議事
2. その他

議事録

別紙

令和2年度第2回特別職報酬等審議会議事録

令和3年1月28日 午前10時00分
第二分館2階教育委員会室

【出席委員】岩崎会長、水谷委員、山本委員、伊藤委員、松田委員、先浦委員、池浦委員

【欠席委員】高畑委員

【事務局】近田人事・財務担当参事、中西職員課長、中井職員課長補佐、小山給与厚生係長、加藤給与厚生係主任

【議事録】

（事務局：中西）委員の皆様、こんにちは。本日もお忙しい中お集まりくださりまして大変ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから第2回松阪市特別職報酬等審議会を開催させていただきます。本日の出席委員でございますが、高畑委員から御欠席の連絡をいただいております。したがって出席委員は8名中7名ということで、委員の過半数の出席がございますので、本審議会条例第5章第2項の規定により、本会議が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事進行につきましては会長をお願いいたします。

（会長）はい、皆様、本日もどうぞよろしく願いいたします。本日は皆様から御意見をいただいて答申の方向性について確定をしてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは事務局から資料説明をお願いします。

（事務局：小山）失礼いたします。本日お配りいたしました資料等につきまして、確認をお願いいたします。

まず前回の議事録、それから本日の事項書と、「審議の論点について」と書かれた1枚もの、「令和2年度における県内各市の報酬審開催状況及び報酬・手当等の改定状況について」と書かれた1枚もの、それと「報酬審答申における改定額・改定率の根拠の事例について」、以上でございます。それぞれお手元のほうにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

本日の資料の説明に入ります前に、前回の議事録についてですが、こちらはお時間のあるときに御確認いただき、もしお気づきの点がございましたら、事務局まで御連絡ください。最終的に議事録は市のホームページに掲載をさせていただく予定ですので、御了解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、資料の説明をさせていただきます。まず「審議の論点について」という資料でございますが、前回会長に整理いただきました、本日の審議の論点について、まとめさせていただいたものでございます。

それから、「令和2年度における県内各市の報酬審開催状況及び報酬・手当等の改定状況について」という資料でございますが、今年度の県内各市の報酬等審議会の開催状況と、給料・報酬・期末手当等の改定状況を、各市への聞き取りによりまとめさせていただいたものになります。今年度報酬審を開催する市は、四日市市と桑名市でございます。他は予定なしとなっております。四日市市につきましては、昨日答申が出されまして、据置きという答申で、桑名市は2月に入って開催の予定とのことです。市長・議員の給料・報酬を改定、特に引き上げようとする場合は報酬審議会に諮ることとされておりますので、報酬審の開催がない市については市長・議員についての給料額・報酬額の改定は行われないということになります。

それから右側の期末手当の改定の有無という欄を御覧ください。市長、副市長、教育長の現行の支

給月数と今年度の改定内容、それから議員の現行の支給月数と今年度の改定内容を記載させていただいております。期末手当の支給月数については、松阪市の場合はこの報酬審議会の御意見を頂戴したうえで改定の有無を決定することとしてきているところですが、一般的には報酬審議会に諮らずとも改定ができるものとされており、今年度は津市、四日市市、桑名市、熊野市、いなべ市の5つの市で、どの市も市長等及び議員のいずれについても、11月議会で現行から一般職の引下げ幅と同じ0.05月分引き下げるといふ条例改正の議案が提出されて可決され、改定が行われております。例えば津市であれば、市長等につきましてはそれまで4.50月であったのが、0.05月分引き下げて4.45月、それから議員につきましては、それまで4.10月であったのが、0.05月分引き下げて4.05月となったというふうな状況でございます。それから適用時期というのを右のほうに書かせていただいておりますが、引下げのあったいずれの市におきましても令和2年12月ということで、今年度支給する期末手当から引下げ改定を適用しているというふうな状況でございます。

それから、「報酬審答申における改定額・改定率の根拠の事例について」のほうですが、前年度の審議会において、仮に報酬・給料を上げるとした場合に、どういう根拠に基づいて上げるのか、どういう根拠に基づいて上げる額を算定するのか、他の市の審議会ではその点どうされているのかについて、調べておいてほしいという宿題を頂戴しておりました。そこで今回、他市における過去の報酬審で、給料等の引上げ、あるいは引下げという改定答申があった事例を拾い集め、その中で、改定の根拠を類型化してまとめた資料を作成させていただきました。それがこちらの資料になります。

類型としては大きく3つのものがありまして、まず1つめとして、①の「県内他市または類似都市の水準を参考にしたもの」です。見ていただきますと、1番目の伊豆市のように、単純に県内他市の給料額に合わせにいったものであるとか、2番目の清瀬市のように、各市の平均をとったもの、また、5番目のつくばみらい市のように、県内のうちの人口規模に近い市と近隣市の平均をとったというような事例もございました。それから、6番目の羽村市は議員報酬についてですが、市長の給料と議員報酬の額の比率に着目したケースで、例えば今現在、市長の給料が月100万円であるのに対し議員報酬が月30万円、10:3の比率になっている、でも他市の同様の比率の平均をとってみると10:4であった、他市の比率に倣えば、うちの市の議員報酬は40万円まで引き上げるのが妥当だ、というような決め方をしたものです。このように、他の市の水準を参考にする方法も様々な形のものがありました。

次に、②「人事院勧告の給与改定率等を参考にしたもの」で、一般職に適用される人事院勧告の給与の改定率等に根拠を求めたものでございます。その中でも、純粋に人事院勧告の給与改定の率だけを根拠にしたパターンと、人事院勧告の改定率等を参考にしながら、プラスアルファしてほかの点も考慮したパターンとがありました。前者のケースとしては、資料中に平成28年度の岡崎市の例などを挙げておりますが、この平成28年度の岡崎市の場合では、直近の市長等の給料改定が2年前の平成26年度で、それ以降の人事院勧告の官民較差率が、平成27年度が0.36%の増、平成28年度が0.17%の増であったことから、その2年分を積み上げて0.53%程度の引上げを行うという答申が出されております。後者の人勤プラスアルファのケースとして、同じ岡崎市の今度は平成30年度の答申例を2点目に挙げていますが、この時の岡崎市の報酬審では、2年間の人事院勧告の官民較差率を積み上げた率0.31%を基調としながら、以前よりも職責が重くなっている等の他の要素も加えて、最終的に平成28年度の引上げ率に近い、0.54%程度の引上げを行うという答申が出されております。

それから、3番目が③の「複数要因を総合的に考慮したもの」です。先ほどの人事院勧告プラスアルファのケースもこちらに近いですが、より様々な要素を改定の理由として列挙し、①のケースや②のケースと違って、特定の理由に拠らず、もう総合的に、ある意味ざっくりと、改定率、ないしは改定額を決めているようなケースでございます。

概ね、これら3つの類型のものが多かったところで、それ以外の事例としては④「その他」のように、最低賃金の上昇率を考慮したものでとか、また、リーマンショックや東日本大震災などの経済状況の急変や災害を理由に過去に引き下げたものを、引下げ以前の水準に戻す、といったような事例

もございました。

以上が、資料の説明になります。

先にも述べましたが、この最後の資料は、あくまで前年度の審議会においていただきました事務局への宿題を受けて作成させていただいたものですので、これを御覧いただき、今回給料・報酬額の引上げを考えてほしいとか、あるいは逆に引下げを考えてほしいとかいった意味合いのある資料ではございませんので、その点お含みおきいただいた上で、御参考にしていただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

(会長) ありがとうございます。ただいま事務局から本日の配付資料について説明がございましたが、委員の皆様から御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。では本日は、「審議の論点について」という資料がございますので、これに沿って、皆様に御意見をいただいくということにさせていただきたいと思っております。

それに先立ちまして、前回の審議会において、これらについて御意見を賜ったり、また審議をする上での議論の視点について明確にしておく必要があるのではないかということについても御意見を賜りましたので、この点についても改めて今回個々に御意見をいただく前に、少し意見交換をしていければというふうに思います。従来からこの審議会では、県内他市と比較したときに、松阪市長、松阪市議会議員さんの給与の額を、月額でも年収額でもやや低いのかなというお考えを聞いてまいりました。これを何とか徐々にであっても均衡がとれたものにしていけないかどうかということで、様々に御議論いただいているところで、それを踏まえて、前回の議論の状況としては、本日根拠の事例として挙げていただいた中で、②の中の2つ目の○の中黒の2番目に近い状況に前回はあったかなというふうに思います。途中から読み上げさせていただきますと、市の経済情勢だとか財政状況が良好である、そうした中で、職責が重くなっている、こういうことを考慮して、前回は期末手当の額について、人勸を参考にすると0.05月分の引上げだったのですが、これを上回る形で0.10月分引き上げという形で答申をいただきました。ただこれは、前々年度の人勸が0.05月分の上昇ということだったんですが、松阪市では据置きということにしましたので、こちらの資料を見ていただくとわかるんですが、前回0.10月分上げていただいたことによって、市長等三役については4.50月、議員さんについては3.40月となって、四日市市などは若干違うところがあるので、伊勢市などを見比べていただくとわかるかと思いますが、肩を並べたという形になりました。これが前回の議論でした。

今回も、前回資料で御説明いただいたところだと、やっぱり給与ベースでも年収ベースでも、まだ各市と比べたときに、少し低い水準にとどまっているところがあるのかなという状況があったと思います。これについてどのように見直していくかということが、今回の審議内容になるかと思っております。

その議論の視点として、前回2点、皆様の意見を踏まえて整理をさせていただいたところですが、視点の1点目としましては、現在のコロナ禍における財政状況がなかなか厳しいものがある、前回の御説明だと、およそ20億程度の税収の減があるのではないかということについて御説明いただきました。また各委員からは、地域経済の状況について、県内全般の状況について教えていただいたりですとか、松阪地域の状況についての御意見をいただいたり、また、肌感覚でお感じになっているところなどについても教えていただいたところですが、なかなかやはり厳しい状況があるなということについて、認識を新たにしました。こうした地域経済の状況だとか、あるいは市民生活への影響を踏まえて、今回給与等の額についてどのように考えたらいいかということが一つの視点になるかなというふうに思います。これに直接関連する資料ではありませんが、先ほどの事務局からの説明では、他市が報酬審で令和2年度にどのような議論をしているかということについて御説明いただいたところですが、四日市市と桑名市で報酬審開催となっており、四日市市で答申があったということですが、給料等について据置きという答申で、期末手当については人勸に準じた形で0.05月分の引下げということでした。今回は、このような他市の議論の状況も踏まえて御議論いただく必要があるのかなというふうに

は思っております。これが1点です。現在のコロナ禍における財政状況や地域経済の状況、更には市民生活への影響を踏まえて、給与等の額についてどのように考えたらよいかということを視点の1点目として確認させていただきました。

他方、2点目といたしましては、市長等三役ですとか、議員の職責に見合った給与等の額に果たしてなっているのかどうかということです。従来からやや低い水準にとどまっているのではないかということについての問題意識を委員の皆様から提示いただいたところでもありますし、また、特に今年度については、コロナへの対応で重大な職責を担われている、このことを踏まえて、給与等の額についてどのように考えたらよいか、ということが視点の2点目になるだろうということを確認させていただきました。

そこで、もし様々な要素を考慮するとしたらどうかということで、この根拠の事例などについても手元資料として皆さんに御活用いただければというふうに考えております。

視点としてはこのような2点を確認させていただいたところですが、これに関しまして、委員の皆様から何か御意見・御説明ありましたら、よろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。では、これら前回の審議会で皆様に御確認いただいた議論の視点を踏まえまして、個々に審議の論点に即して御意見を賜っていきたいと思います。

「審議の論点について」の紙を御覧ください。まず、「1. 市長、副市長及び教育長の給料額について」どのように考えるかということについて御意見をいただければと思います。考えるべき考慮要素として、1点目は、県内各市・類似団体と比較して現在の給料額をどのように考えるか、以前からやや低い水準にとどまっているのではないか、ということについて、御意見をいただけてきたところです。他方、(2)市の財政状況、地域経済の動向をどのように考えるか、かなり厳しい状況にあるということ踏まえた審議が必要だと思ひます。また(3)、それらに加え、人事院勧告ですとか、あるいは近隣他市の状況など踏まえて改定する必要があるかどうか、ということについて、御意見いただければと思います。改定する必要があるか、それとも据え置くべきか、改定する必要があるとする場合には、引き上げるのか、それとも引き下げるのか、その根拠としてはどのようなところになるか。現在の状況ですとか、近隣他市での検討の状況などを踏まえますと、やはりそれ相応の理由付けが必要になってくるかなと思ひますので、是非給料額を改定する必要があるのではないかとこのように御意見をいただける場合には、その理由も併せて御意見賜ればというふうに思ひます。

では、各委員に御意見をいただけてまいりたいと思ひます。欠席の高畑委員からもあらかじめ御意見を聞いていただいているところですので、順番に御意見をいただく中で御紹介いただければと思ひます。

(委員) 市民の立場としてみさせてもらった場合は、コロナの状況の中、他市の状況をみても、ほとんどが改定なし、据置きということになっています。コロナ禍の中で市長さんたちが頑張ってもらっているんで、本当は上げてあげるべきではないかなと私は思っております。金額的にはほかの皆さんとも議論していければと思ひますが、やはり上げてあげるべきではないかなと私は思っておりますので、ただ、理由付けは何かというところが難しく、それであれば上げなくてもいいんじゃないかと言いたくなるかもしれませんが、現状をみると、松阪市はよその市から見たらかなり感染されている方がいない、ということは、それだけ市民の方々も、よそへの行き来はせず自粛しているなどで、頑張ってもらっていると思ひます。それも市長さん、市の皆さんの努力の賜物かなと思っておりますので、できれば上げてあげればと私は思っているのですが。

(委員) 県内各市・類似団体と比較して現在の給料額をどのように考えるかということについては、人口や経済規模、一人当たりの市民所得、地域性から、単純に県内の順位を考えると年収で5~6番目位が妥当だと思ひます。地域性を考えると、北勢地域は、人事院勧告においても地域間の物価の違いを補填する地域手当の支給割合が高く、一方で松阪地域の地域手当は0%です。類似都市との比較

では地域性等がわからないので、何とも言えません。

市の財政状況、地域経済の動向をどのように考えるかについては、コロナの影響で経済活動は大打撃を受けており、令和3年度もその影響は避けられないと思います。今後、コロナ感染症拡大が長期化すればするほど、倒産や廃業、閉店が増えてくるものと予想されます。策定中の松阪市の令和3年度予算においても税収は20億円の減収見込みであるという説明もありました。県内の他市と比較し、財政力指数が決して高くない中、財政は厳しいものになると思われま

す。それから、人事院勧告等を考慮した上で、給料額を改定する必要があるか、ということについてですが、市民の生活が厳しい中での引上げは難しいし、コロナ感染症拡大防止対策で例年に増して多忙な日々を送ってみえる特別職の給料額を引き下げるのもいかなものかと思

います。据置きが妥当と考えます。

(委員) 皆さんたぶん思ってみえることで、よく似ている意見かと思いますが、県内の他団体と比較して、今の市長等の給料は少し低いのではないかというのをずっと認識をしているところです。それから、市の財政、地域の動向等も踏まえると、税収が20億円減っていく、それに加えコロナ禍の中で、これはどこの行政でも同じかなと思

いますが、

ちなみに伊勢市は6月と12月の期末手当それぞれ10%減額とありますが、これはどのような形で決められたんですか。

(事務局：小山) 伊勢市が今年度、特例で6月と12月の期末手当を10%減額したことについてですが、条例上は、市長等については年間で4.50月支給するというふうになっているんですけども、支給前にあらかじめ、コロナ対策の財源確保等の目的で、10%条例の額よりも下げて支給するという内容の特例の条例改正を行いまして、今年度は4.50月分の10%減らした額で実際は支給したという形です。松阪市においても、市長は今年度の6月期末手当を50%減額、副市長、教育長についても30%減額というのをしております。

(委員) それは申し出によってということですか。

(事務局：小山) そういうことになります。市長等自らの判断で減額したということです。

(委員) わかりました。経済の動向はそのあたりとして、人事院勧告も含めた中で、やはり、先ほども言われたように、コロナ禍の中で、一番先頭に立って行政のやるべきことをやっていたというのを高く評価したいと思います。ただそうであっても、全体的にみていて、上げるというのがなかなか難しいものがあるのかなとも思いますので、そうしたことも考慮しますと、最低線として据置き、できれば上げてあげたいという気持ちはある、というところで、お願いしたいと思います。

(委員) 先ほど委員がおっしゃっていましたが、類似都市というのは比較が難しく、やはり比較するなら県内他市かだと思います。そこで、人口でいくと4番目の多さなのに対し、給料額は5番目、6番目の順位になっている。松阪市は人口密度が低いこともあって財政指標が低くなっている、それはその通りなんですけども、裏を返せば大変という、そんな表現もできるので、どちらをとっていいかというのは非常に難しいかなと思います。ただ、とはいえ、参加させていただいた当初から、例えばお隣の伊勢市と比較したときになんか感じていた中で、この審議会では期末手当を加味しながら考えようという流れがあったかと思うのですが、私自身は月々の給料額のところも、ということも考えておりまして、前年度の宿題ということで、額を決める根拠の資料をいただいて、今年は昨年よりも判断材料としては進化したのかなと思っております。ですので、根拠なく5000円上げましようかというわけにはいかないで、資料をいただいたにもかかわらずまだ難しいなというのが正直なところ

ろです。というのが1点と、2点目は、当然、他の委員がおっしゃったように、引下げは全くしないでよいと思うのですが、コロナが来てしまったかという感じですよ、せつかく材料を揃えていただいて、去年から準備を整えてきたところだったのが。そういう意味では、これまでとは違って今年は据置きなのかなという感覚が、正直個人の考えは置くとして、絶対感でいくとそういうところかなと思いました。

(委員) この資料をもう一度丁寧に拝見しますと、各委員のおっしゃられることが本当によく理解できるといえるのか、職責という部分で考えると、やはり月額給を引き上げるとことを考えてほしいなと、十分に職責というかそういったものを果たされているのではないかという感覚があるのですけれども、ただ先ほどから言われておりますように、このコロナの各所での影響がすごく重くあるといえますか、それでもやはり期末手当を除いた部分でも評価してあげてほしいなという気持ちと、またなぞる形になるかもしれませんが、参考にいただいた資料や、財政面で来年度税収が少なくなるといったことからすると、本当に難しい、そのように思います。据置きという形の判断を出すかどうかは、本当に大変難しいことだと思います。

(委員) 他市との比較というのは、なかなかしづらいのですけれども、前回、同じような財政規模であったりとか人口であったりとか、そういったところを中心に、年間収入の点からみていくべきではないかという形の中で、どう引き上げていくかという議論がなされて、期末手当のほうを引き上げたという経緯がございます。しかしながら給料・報酬についてはやはり県内他市、それに類似都市の同じような団体と比べると、やはり相対的に低いのではないかというのが結論だったと思います。その根拠というのは、これはひとつの参考としてお聞きいただければいいんですけれども、全国の消費者物価の地域差指数というのが総務省から出ておまして、小売物価統計調査の中にその指数が出ております。全国を100としたときに、これは都道府県別でしか出ていないんですけれども、三重県は98.7という数字なんです。お察しの通り、一番高いのは東京都で104.7という水準です。では、それを類似都市で、例えば日立市、ひたちなか市だと茨城県ということで、その指数を当てはめていって、98.7で松阪市が99万3000円だとして、では日立市のある茨城県は地域差指数が98.1、そうすると、松阪市を基準にすれば大体いくらぐらいかというのを計算してみると、98万6000円という額になります。でも実際は103万円という給料が出ていると。これを17の市でやると、ほとんどが、正確に言うと5つの市を除いて上回っていると。松阪市の給料額を基準にして計算すると、ほとんどの市が、数万円、幅はありますが、上回っている状況にあります。したがって、そういう視点でも、相対的にみれば松阪市の給料額はやや低いなというのは正直思います。

しかしながら、前回の皆さんの議論の中で、新型コロナウイルス感染症で経済的な側面で非常に大きな影響を受けているということを考えると、現時点で特別職報酬の額を引き上げるとことについては、民間が非常に影響を受けているということで、なおかつ民間においてもいろいろと対策をやっていると、そういうことを考えると、なかなか上げるとことは市民からの理解を得ることが難しいんじゃないかというのがひとつあります。それで、ここの部分については、ワクチンの接種が進んで、新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に薄まってくるというか、安定に向けてこれから取り組もうという時期ですので、報酬額の改定にあたっては、今後の情勢を見つつ、感染収束後に改めて判断すべきことが望ましいのではないかとということで、もちろん、引下げということはないと思うんですけれども、引上げという点では、地域の経済情勢を考えるとなかなか難しいと思います。

(委員) 私も皆さんの意見と同じ形なんですけど、給料額の部分では松阪市は皆さんが低いと思っているということと、先ほど具体的に数字を出していただいたことで、やはりこれは今後考えなくてはいけないことなんだろうなということを改めて思いましたが、これは次年度以降少しづつもし改善できる状況であつたらしていきたいなと思って、今回はそのまま据置きというのがいいのではないかと思

います。ただ、私が給料計算など労務のことにかかわっている中で、やはり今年は市長さん、副市長さん、皆さん、すごく大変な思いをしてみえる、だから上げなくてはいけないという心情があるところについてなんですが、これはどの会社さんも同じ状態で、コロナに対することについては、皆さんがいつも以上にどこでも大変な思いをしてみえて、だけど、経済動向が悪い状態で給料が上がっているところというのは、特に役職のある方というのはほとんどない状態が続いております。ですので、そこは市民感覚でいくと上げるのは難しいかなと思います。

(会長) ありがとうございます。端的に結論のみを申しますと、据置きということになるんだろうかと思えます。ただ、従来答申については、どのような議論を行ってこの結論を得たかということについて、ある程度正確に記載していただくような形をとってまいりましたので、今回も同様な形にしていればと思います。前回、冒頭で市長がおっしゃったように、やはり大変難しい判断になったというようなことは正直に書いていただければと思います。多くの方が、現状については、県内各市と比較したときに、やや低い水準にあるのではないかと、また、現在の職務・職責に見合った給与水準ともなっていないのではないかと、という問題意識はお持ちだったかと思えます。具体的に引上げを考えるべきではないかというような御意見もあったと理解しております。ただ、現在のこのコロナ禍のもとの財政状況ですとか、あるいは地域経済の状況、それによる市民生活への影響を考えると、現時点で今年度引上げとするのはなかなか難しい状況にあるのではないかとということ、この中で難しい判断をしていただいたということだと思えますので、今回は引き上げるべきだという御意見もあった中ですが、今回は据置きとして、引上げの判断は見送っていただく、そして改めて次年度以降、状況を見据えながら判断をする、今後の状況とのかかわりの中で新たな判断をするということにさせていただければと思いますが、皆さまよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では今回は、引上げの検討については見送って、据置きが妥当としていただき、引き上げるかどうか、その時期はいつとするかということなどについては、また今後の状況を見据えながら改めて判断させていただくということにさせていただきます。ありがとうございました。

では、また「審議の論点」のほうに目を戻していただいて、続いては、2番、議員の報酬額について御意見を賜ってまいりたいと思います。議員の報酬額については、従来から1番で御意見いただきました、市長等の給料額と別に考える特別な要因があるかどうかという形で御意見いただければと思います。なかなか難しい判断をいただいたということは承知をしておりますし、議員の報酬額についても、御意見を伺うと、やはり難しい判断になるかと思っております。ただ市長等の給料額と同様に考えるべきだということになれば、今回は引上げの検討については見送りで、据置きというようなことになろうと思っておりますし、また別途考えるべきだということになれば、改めて御審議をいただくということになると思っております。これも職責に見合った給与になっているかどうかという問題意識を常々いただいているところですし、また議員のなり手不足を踏まえて考えるべきだ、というような視点についても、前回あたりからいただいているところです。そうしたことも踏まえながら、市長等の給料額と別に考える必要があるかどうかということについて、御意見をいただいてまいりたいと思います。

それではまた順番にお願いいたします。

(委員) 市長の給料額が据置きということであれば、議員の報酬額も据置きでよいのではないかと思います。市長の最初の挨拶のときに、報酬が低いから議員のなり手がいないのではないかと、というのは私も思いますが、一方でこれは市民のほうの責任になります、はっきりいって投票率が悪い。だから今まで1000票近くなければ選挙で通らなかったのが、今は1000票以下でも議員さんになれる状態なので、そこを見直していかないと、報酬だけ上げてはよくならないと思います。報酬を上げたところでいい人材が集まるのかということ懸念していますので、できたら据置きでお願いしたいと思えます。

(委員) 県内他市等の比較においては、市長、副市長及び教育長の給料額についてと同様の理由から、年収ベースでやや低いと思います。職責等についてどう考えるかですが、定例議会を傍聴していると、個人差があるように感じますが、議員活動には目に見えない部分もありますので、成果に対する報酬を考えるのは非常に困難だと思います。それで、財政状況等を考慮した上で、報酬額を改定する必要はあるかということですが、市長、副市長及び教育長の給料額についてと同様で据置きが妥当と考えます。

(委員) 議員さんの活動というのはわからないところがたくさんありますので、これが本当に妥当な議員報酬なのかというのは、正直わかりません。その中で、市長の給料額については据置きということなので、議員の報酬額についても据置きということではないかなと思います。

(委員) 市長の給料額の議論の中で、近隣他市と比べて少し低いという相対的な話をしたときに、議員でいくと、もう1ランクというか、6位と7位というだけなんですけども、その1ランク更に低いという観点でどうみるかというのがあります。先程おっしゃっていた1000票の話というのは、自分は立場上それなりに関与している部分ではあるので、非常に課題だなと思っているのですが、結局投票率というのは市民がどう参加しているのかということなので、市議さんが悪いというだけではないのかなと思います。これは松阪市だけの問題ではもちろんないんですけども。まずそうしたことがベースとしてある中で、議員さんの報酬だけを考えると、理由付けが間違いなく難しい、そうやって市民があまり選挙に参加していない、投票率が低い中では、更に理由付けが難しく、積極的な決定ではないですけど、市長と合わせざるを得ないのかなというところなんです。ただし、近隣他市に対する市長の議論を今後も継続しようという中でいうと、当然それは同じで追随する部分はあるんですけども、6位と7位という若干の格差についても、更に議員については今後議論を継続する中でもう一つ上のランクを求めてもよいのかなと、そんな印象を持っています。結論としては、今回は市長と一緒にしかないかなと思います。

(委員) 結論から言うと、市長の給料額が据置きという結論が出たときに、今回、議員さんだけとはというような根拠は求めにくいと思いますが、今本当になり手がいないというのを時々ニュースなどでも見ますけども、今後このところを、報酬も含めていろいろと考えていく必要があると思います。ただ、今回のところは、据置きが妥当なところかなと思います。

(委員) 類似都市の中では相対的に低い水準にあるということと、前回の資料4で、市議会議員の議員報酬の状況という全国調査ですね、これの3ページの人口規模別の部分で、10万～20万人のところをみると、議長が55万6900円、副議長が49万8400円、議員が46万3900円ということで、松阪市はほぼほぼこの平均ぐらいとなっているというところで、議長はやや高く、議員はやや低い、その濃淡はあるんでしょうけど、しかしながら類似団体の中でみたときに、年収ベースでみても更に低いという形になっている中で、市長等と同様にですね、議員さんもいろいろ地元との関係の中で課題を見つけてきたり、活動したり、議案について審議したり、いろいろやっていらっしゃるということは推察されます。しかしながら、積極的に特別な事情で上げるということも現状ないというふうに考えますし、先ほどと同じように、現下の状況を考えると上げることはなかなか難しいということと、また逆に下げることについても、今からコロナワクチンを接種していただくようスムーズにやっていたりとか、そういうところ等を考えると、据置きが妥当ではないかなという判断でございます。

(委員) 私も据置きが妥当だと思います。やはり市長さん、副市長さん等に倣ってということがあ

のがひとつと、今上げるのはどうかなという考えがあるので、据置きが妥当だと思います。

(会長) ありがとうございます。では、議員の報酬額についても結論といたしましては、据置きが妥当ということにさせていただければと思います。こちらも従来はわりと、市長等の給料額と別に考える事情は見当たらないというような形で、答申のほうも簡潔に書いていただいていたかなという記憶があるのですが、同様に難しい御判断をいただいたということだったと思いますので、今回は少し丁寧に書いていただくのがよいかというふうに思います。職責に見合った報酬額に必ずしもなっていないのではないか、また、県内各市との比較でいうと、市長等の給与額と比較してもなお低い水準にある、そうした中で議員のなり手不足の問題なども指摘されている、こういう状況を考えると、引上げについて検討すべきではないかというような御意見もいただいたところですが、ただ現在の状況を考えると、今回はその引上げの検討については見送りとせざるを得ない、というのがいただいた御意見だったと思いますので、引上げの検討は今回は見送り、したがって据置きが妥当ということで、その引上げの検討についてはまた今後の状況を見据えながら改めて判断するというようなことで、どちらも今回の答申については少し丁寧に書いていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。では、続いて「審議の論点」の3番目、期末手当の支給率についてどのように考えるのか、ということについて、従来は人事院勧告を参考にしながら御議論いただいていたところで、人事院勧告を参考にすると、0.05月分の引下げというような人事院勧告になっておりますので、これを踏まえてどのように考えるかということについての御意見をいただければというふうに思います。ではお願いいたします。

(委員) 期末手当については、今までの議論で、給料・報酬は据置き、据置きで来て、ここで期末手当を引下げという、ちょっとどうかなと思いますので、これも据置きにしていただければありがたいなと思います。

(委員) 去年は、職員の0.05月分の引上げに対して、特別職は0.1月分引き上げられました。今回、コロナ感染対策で市長や議員さんと同様に職員も多忙な思いをされていますが、職員については既に0.05月分の引下げが実施されています。そして何よりも、コロナの影響で大半の市民が経済的に困窮している状況の中で、特別職の期末手当支給率を据え置き、または引き上げるのは市民感情にそぐわないと考えます。人事院勧告に従い、職員と同様に0.05月分の引下げが妥当だと思います。

(委員) お話を聞くといろいろありますけど、現状維持、改定なしということをお願いをしたいと思います。

(委員) 去年の0.1月分引上げというのは、会長に冒頭お話しいただいたように、一昨年が据置きでございましたので、あまり気にしなくてよいのかなという感覚を持っていますが、今までの全部の話を踏まえて、据置きかなという感覚を持っています。さきほどおっしゃられたように、職員に対してという部分はありますが、先ほどの給与額のところで議論した内容を踏まえて、据置きということかなと思います。もう一つ言うなら、他市においても、桑名、四日市、津というところは減るものの、鈴鹿、伊勢、亀山などは改定なしという自治体もございますので、それを考えるとすごく大きなマイナス感はなく、特に異常な対応ではないのかなという判断をしますので、据置きでいいのかなと思います。

(委員) 私も据置きでよろしいのではないかと思います。

(委員) 昨年度の議論で、給与水準について、期末手当を含めた年収ベースをみるということで、ではどちらを引き上げるかというような話があったときに、相対的に低い報酬は据え置いて、情勢の変化を踏まえた柔軟な見直しができる期末手当のほうで上げた、そういうところで、年収ベースで上がったという、そういうことだったと思います。昨年度のそうした決定事項でいくと、情勢等の変化に応じた柔軟な見直しができるというところがポイントになっていたと思います。それでこのコロナ禍というのは、情勢の変化であると私は考えます。そういう意味では、ここで昨年同時期と比べて情勢が変わっていなければ据置き、もしくは何らかの判断材料で引上げというところはあろうかと思うんですけども、情勢の変化というところで、民間の賞与の支給額、これは業種によって好不調の業種はあるんですけども、全体でみれば少し賞与の額は下がっているというところで、人事院勧告のほうで 0.05 月分下がっているということを鑑みれば、情勢の変化に応じて見直していくというところ等も踏まえて、人事院勧告の 0.05 月分を引き下げる、今、相対的に低い中で下げるのは非常に厳しいですけども、現時点で合理的に判断すれば、昨年度、年収ベースでもって上げた経緯を踏まえれば、0.05 月分下げることが望ましいのではないかというふうに判断しました。

(委員) 私も、人事院勧告が 0.05 月分下がっているので、引下げという形がいいのかなと思います。ただ、先ほど説明いただいた、特例で 6 月の時に市長が 50%、副市長等が 30%、自ら下げに見えるということは、すみません、私知らなかったのですが、このことは表向き市民の方にわかっていただくような形にはなっているのですか。

(事務局：中西) 市長の給料額は条例で規定しており、今回は 50%下げますといった内容のことを書いた条例附則の改正の提案を議会のほうにしておりますので、オープンにさせていただいております。ただ、いろんなマスコミにも採り上げられていますけども、一般の方で知らない方もひょっとしたらみえるかもわからないです。

(委員) ありがとうございます。すみません、勉強不足で。ただ、私の意見としては引下げで、市長さん方々がそのようにしてみえるということを念頭に置いて、また次年度以降ということも考えたいと思います。

(会長) ありがとうございます。期末手当の支給率についてどのように考えるべきかということに関しては、意見が割れました。一通り各委員の御意見を承ってきたところですが、ほかの委員の御発言などもお聞きいただいて、改めて検討したいという方がおられましたら、また最後御発言をいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。大変微妙なところでして、数の上でいうと、据置きが 4 名で、引下げが 3 名ということです。御意見のほうはよろしいでしょうか。

(委員) 意見を変えるということよりは、今言われましたように、私が据置きだと申し上げた中には、先ほどの市長等が特例で 50%下げたということがよぎっていましたので、自ら条例として出されたということからしますと、据置きということになるのかなというところでございます。

(会長) ありがとうございます。思いは皆さん同じかと考えますので、では御異論なければ、両論あったということについては記載をさせていただくとして、審議会の結論としては、今回据置き妥当ということではよろしいでしょうか。では、両論あったということですので、委員から御指摘いただいたように、従来、情勢を踏まえた柔軟な見直しができる期末手当のほうで審議会としても期末手当の支給率をどう考えるかということを中心に検討してまいったところ、コロナ禍の情勢を踏まえた検討が必要ではないかというような御意見も重要な御意見としていただきました。これは記載させていただく必要があるかと思えます。ただそうした中で、今回、6 月の期末手当について特例で市長等三役が条例

改正でもって減額をされているということを踏まえると、それを加味して据置き妥当という意見を多数いただきましたので、審議会の結論としては据置き妥当ということにさせていただければと思います。

ありがとうございました。従来この議題については、議員さんについては分けて御意見をいただいておりますが、議員さんの支給率についても同様に据置き妥当ということによろしいでしょうか。議員さんの期末手当については特に特例の適用はないということによろしいでしょうか。

(事務局：中西) 期末手当についてはございませんでしたが、政務活動費については返還をされております。この政務活動費は、議員 1 人当たりにつき年間 30 万円議員活動を行うために出されておまして、もちろん使った分だけで、後はお返しをいただく制度となっているんですけども、それを返還するというふうな形をとられました。

(委員) それを返還というのは、従来は使わなかった分については返還していたけれども、今年度に限り使った分も含めすべて返還されたということですか。

(事務局：中西) これは年度当初、5 月ぐらいに決定されたものでして、市長、副市長等と同じように、議員さんも期末手当をどうするかという話があったんですけども、議員さんのほうは皆さんで話し合いをされて、政務活動費を返還するというようなことで採用されたものです。この政務活動費というのは、普段の議員活動の中で、例えばいろんなところに視察に行かれたりとか、いろんな印刷物をつくったりとか、そういった、政治活動ではなくて議員活動に使ういろんな費用を、そちらで賄っていただいているというものでございます。

(会長) 答申の書き方としては、少し書き分けていただくという必要があるということですかね、市長等の支給率については、御発言いただいたように特例措置の適用を受けているということ踏まえた判断ということで据置き妥当ということにさせていただきましたので、議員さんの期末手当支給率についてはそれと同様の書き方にはならないということだと思いますので、同様に据置きということについて結論を賜ったという感じだと思います。別途考えるのではなくて、議員さんの期末手当支給率についても据置きということが審議会の結論だと思いますので、そこは書き方を工夫していただくとして、結論としてはそのような形でお願いしたいと思います。

ありがとうございました。審議の論点についてはすべて皆様から御意見をいただき、また方向性についても、ある程度決定をさせていただきましたが、その他全体を通して、委員の皆様から御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。では次回の審議会では、本日の議論を踏まえた答申案を事務局に作成していただき、それを委員の皆様にご審議いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

では、議事がすべて終了いたしましたので、進行を事務局にお返しいたします。

(事務局：中西) 長時間にわたりありがとうございました。答申案につきましては、次回第 3 回目で御協議いただくということによろしくお願いたします。次回第 3 回目は、2 月 8 日月曜日、午前 10 時から、同じくこちら教育委員会室で開催をさせていただく予定でございます。委員の皆様方におかれましてはどうぞよろしくお願したいと思います。それでは本日はこれで終了とさせていただきます。どうもおつかれさまでございました。